

「結婚・子育て資金贈与専用預金（ハッピーエール）」 費目・領収書等に記載が必要な事項の一覧表

費目		領収書等に記載が必要な事項						領収書等以外の必要書類	確認項目		
		①支払年月日	②金額	③摘要（支払内容）	④支払者（宛名）	⑤支払先名	⑥支払先住所				
結婚関連	婚礼 ○受贈者の挙式や結婚披露宴を開催するために必要な費用 〔会場費、衣装代、飲食代、引き出物代、写真・映像代、演出代、装飾代、招待状、結婚披露を目的とした二次会、海外で行われる挙式・披露宴代など〕	・専用口座への預入日以後 ・入籍日の1年前の日以後	記載があるか (300万円が上限)	挙式や結婚披露宴の開催のため支払ったことがわかる記載	受贈者または受贈者の配偶者 (名字のみでも構いません) (配偶者の旧姓でも構いません)	挙式や結婚披露宴を行うにあたって必要となるサービスや物品を提供する事業者	記載要 (補記可) (★)	戸籍謄本等	・婚姻の事実 ・入籍日		
	家賃等 ○結婚を機に受贈者が新たに物件を賃借する際に要した費用 〔賃料、敷金、共益費、礼金、仲介手数料、契約更新料〕	・専用口座への預入日以後 ・賃貸借契約締結日の3年後(応答日)の前日まで		物件を賃借するため支払ったことがわかる記載	受贈者 (名字のみでも構いません)	・賃貸借契約書に記載されている賃貸人の氏名があるか ・宅建業者への仲介手数料、仲介料の支払の場合、宅建業者であることが分かる記載があること		・戸籍謄本等 ・賃貸借契約書写し ・住民票の写し (賃貸借契約書写しで代用できる場合は不要)	・婚姻の事実 ・入籍日 ・賃貸借契約締結日 (入籍日の1年前の日から入籍日の1年後(応答日)の前日までであること) ・転居の事実		
	引越 ○結婚を機に受贈者が新たな物件に転居するための引越し費用	・専用口座への預入日以後		転居するための引越し代として支払ったことがわかる記載		運送業を営む者であることがわかる記載があること		・戸籍謄本等 ・住民票の写し	・婚姻の事実 ・入籍日 ・転居の事実 ・転居日 (入籍日の1年前の日から入籍日の1年後(応答日)の前日までであること)		
妊娠・出産・育児関連	不妊治療 ○男女の別、保険適用の有無に関係なく以下のもの 〔人工授精、体外受精、顕微授精、不妊治療に係る医薬品代(処方箋に基くもの) その他一般的な不妊治療に要する費用〕	・専用口座への預入日以後	記載があるか	不妊治療のため支払ったことがわかる記載 (★)	受贈者または受贈者の配偶者 (名字のみでも可)	医療法に基づく病院、診療所、処方箋を取扱っている薬局	原則必要だが、記載のない場合等の補記は不要	【配偶者の費用の場合】 住民票の写しや戸籍謄本	【配偶者の費用の場合】 ・配偶者の氏名 ・配偶者との続柄		
	妊娠 ○母子保健法に基づく妊婦健診に要する費用 ○妊娠に起因する疾患の治療に要する費用・医薬品代(処方箋に基くもの)			妊婦検診または妊娠に起因する疾患の治療のため支払ったことがわかる記載 (★)		医療法に基づく病院、診療所、助産所、処方箋を取り扱っている薬局					
	出産 ○出産のため入院から退院までに要した以下の費用(死産・流産問わず) ・分べん費 ・入院費 ・新生児管理保育料 ・検査・薬剤料 ・処置・手当料 ・産科医療補償制度掛金・入院中の食事代 など ○母子保健法に基く産婦健診費用 ○出産に起因する疾患の治療に要する費用・医薬品代(処方箋に基くもの)	・専用口座への預入日以後 ・出産日の1年後(応答日)の前日まで		出産のための入院から退院までに要したこと、または産婦健診もしくは出産に起因する疾患の治療に要したことがわかる記載 (★)		医療法に基づく病院、診療所、助産所、自治体、処方箋を取り扱っている薬局		住民票の写し、戸籍謄本、母子健康手帳の写し等	・出産の事実 ・出産日		
	産後ケア ○産後ケアに要した費用(死産・流産問わず) ・デイサービス等による心身ケアや育児サポート ・宿泊による母体ケア・乳児ケア・育児指導・カウンセリング等(一度の出産で6泊または7回分まで)			産後ケアに支払ったことがわかる記載 (★)		医療法に基づく病院、診療所、助産所、自治体、自治体の委託を受けた事業者			【配偶者の費用の場合】 住民票の写しや戸籍謄本	・配偶者の氏名 ・配偶者との続柄	
	子の医療 ○受贈者の子(小学校就学前)に要した医療費で、具体的には以下の費用 ・治療費 ・予防接種代 ・乳幼児健診代 ・医薬品代(処方箋に基くもの)	・専用口座への預入日以後 ・子の満6歳の誕生日の前日以後、最初の3月31日まで		子の医療のため支払ったことがわかる記載 (★)		受贈者、受贈者の配偶者または受贈者の子のいずれか ※医薬品代は受贈者の子のみ		医療法に基づく病院、診療所、助産所、処方箋を取り扱っている薬局	原則必要だが、記載のない場合等の補記は不要 (ベビーシッター事業者等の場合は補記必要) (★)	戸籍謄本等	・子の氏名 ・子の生年月日 ・受贈者との続柄
	子の育児 ○受贈者の子(小学校就学前)に要した育児費用で、具体的には以下の費用 ・入園料、保育料(ベビーシッター代を含む) ・入園のための試験に係る検定料 ・在園証明に係る手数料 ・行事への参加に要する費用 ・食事の提供に係る費用 ・その他育児に伴って必要な費用			子の育児のため支払ったことがわかる記載 (★)		受贈者、受贈者の配偶者または受贈者の子のいずれか		幼稚園、保育所、認定こども園、ベビーシッター事業者等			

支払方法別の主な提出書類	【支払先発行の領収書がある場合】	<input type="checkbox"/> 領収書	<input type="checkbox"/> 振込依頼書兼受領書(窓口で振込の場合) <input type="checkbox"/> ATM利用明細(ATMで振込の場合) <input type="checkbox"/> 振込完了画面を印刷したもの(インターネットバンキングで振込の場合) <input type="checkbox"/> 引落口座通帳コピー(表紙および引落明細ページ) <input type="checkbox"/> クレジットカード利用明細(Web利用明細画面を印刷したもので可) <input type="checkbox"/> 引落口座通帳コピー(表紙および引落明細ページ)	<input type="checkbox"/> 支払先が発行した支払依頼文書 (左記の書類だけでは上記領収書等における確認事項①～⑥の要件が揃わない場合)
	【銀行振込の場合】			
	【口座振替の場合】			
	【クレジットカードの場合】			
※上記のほか、支払費目ごとに「領収書等以外の必要書類」が必要です(既にご提出いただいている場合は内容の変更等がない限り再度ご提出の必要はありません)。 ★③「摘要(支払内容)」および⑥「支払先の住所」のうち★印のある項目は、領収書等に記載のない場合に受贈者ご自身により補記したうえで署名または押印いただくことで受付可能です。				